

社会教育クローズアップ

十勝教育局教育支援課社会教育指導班通信を発行します

十勝教育局教育支援課社会教育指導班では昨年度、十勝管内の北海道家庭教育サポート企業における職場内の子育て環境の充実や地域全体で子どもを育てる体制の充実に向け、「十勝版 家庭教育サポート企業通信」を作成しました。今年度は、十勝管内教育推進の重点である「地域総がかりで学びを支える体制の整備」「地域づくりにつながる生涯学習の充実」に向けて、十勝管内で行われている生涯学習や社会教育の取組について紹介します。本資料は、市町村教育委員会、市町村立学校、道立学校及び十勝管内の家庭教育サポート企業等制度協定締結企業に配付します。

紹介する内容

- ・ 子どもの望ましい学習習慣・生活習慣
定着に向けた取組
- ・ 北海道子ども読書応援団の取組
- ・ 市町村立図書館の取組
- ・ 家庭教育支援の取組
- ・ 北海道家庭教育サポート企業の
取組 など

- ・ 学校運営協議会や地域学校協働活動
の取組
- ・ 北海道 CLASS プロジェクトの取組
- ・ 地域コーディネーターの取組 など



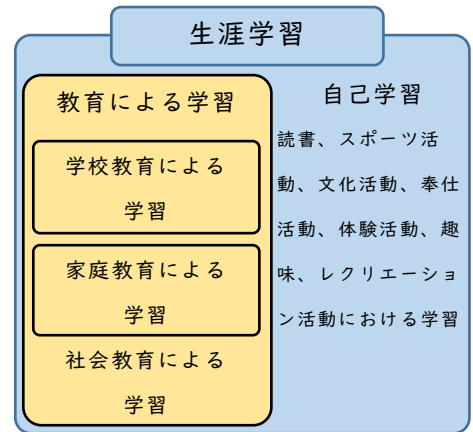
- ・ 障害者の生涯学習推進の取組
- ・ 社会教育主事、社会教育士の取組
- ・ 社会教育施設を活用した取組 など

- ・ 美術館や博物館を活用した取組
- ・ 学芸員の取組 など



生涯学習・社会教育とは

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化教育、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。



中央教育審議会生涯学習分科会

制度問題小委員会（第1回）配付資料（平成19年6月）

社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、子どもから高齢者までを対象として行われる組織的な教育活動です。個人が求める学びや地域課題解決のための学びなど、多様な学習を通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い、認め合うことでのつながりを形成していくものであることが特徴と言えます。特に、他者との交流を通じて、新たな気づきや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられています。

【社会教育の定義】

（教育基本法第1条・社会教育法第2条）

- ・教育＝人づくり
- ・子どもから高齢者までを対象
- ・学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動

【社会教育の特徴】（教育基本法第12条）

- ・個人が求める学び
- ・地域課題解決のための学び

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

（平成30年12月 中央教育審議会）

全道各地では、地域ごとの課題に応じた社会教育が展開されています。QRコードを読み込んでいただくと、社会教育の実践事例（北海道立生涯学習推進センターHP）を見ることができます。ぜひ、ご一読ください。



【発行・お問合せ先】

北海道教育庁十勝教育局

北海道教育庁十勝教育局教育支援課社会教育指導班（田尾・山崎）
住所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話：(0155) 26-9243（直通） 平日 8:45～17:30
E-mail：yamazaki.kouji@pref.hokkaido.lg.jp